

# 「第420回 判例・事例研究会」

テーマ：路上で人物を撮影した動画を同人に無断でYouTubeに投稿する行為が肖像権を侵害するものとして不法行為法上違法となるとされた事例

日 時	令和6年11月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 屋敷 里絵

## 【判例】

事件の表示	東京地裁令和4年10月28日判決
事件の概要	<p><b>【本訴請求】</b></p> <p>Xが、Yに対し、Xが警察官に逮捕された際の状況が撮影された「不当逮捕の瞬間！警察官の横暴、職権乱用、誤認逮捕か！」と題する動画（以下「本件逮捕動画」という。）をYがインターネット上の動画投稿サイト「YouTube」に投稿したことにより、名誉権、肖像権及びプライバシー権を侵害されたと主張して、不法行為に基づき、60万円及び遅延損害金の支払を求める事案</p> <p><b>【反訴請求】</b></p> <p>Yが、Xが投稿した本件逮捕動画中の音声やYの容貌にモザイク処理などを施した上で、XはYouTubeの活動において自己の容貌を公開していないことなどを指摘するテロップを付けて配信したことが、Yの著作権（複製権及び公衆送信権）、著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）又はプライバシー権を侵害されたと主張して、不法行為に基づき、438万7900円及び遅延損害金の支払を求める事案</p>

## ポイント

1. 肖像権侵害として違法となる場合を3類型に整理して判断基準を提示

肖像等を無断で撮影、公表等する行為は、被撮影者の被る精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超える場合に限り、肖像権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる、として3類型を提示した

- ① 撮影等された者（以下「被撮影者」という。）の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項ではないとき
- ② 公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するものであるとき
- ③ 公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穩に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるとき

(認定)

本件逮捕動画の内容は、白昼路上において X の容貌等が撮影されたものであるから、公的領域において撮影されたものと認められる。そして、本件逮捕動画の内容は、道路脇の草むらにおいて X が仰向きの状態で警察官に制圧され、白昼路上において警察官が X を逮捕しようとするなどして X と警察官が押し問答となり、X が警察官により片手に手錠を掛けられ、X が複数の警察官に取り囲まれるなどという現行犯逮捕の状況等を撮影したものである。そうすると、本件逮捕動画の内容が社会通念上受忍すべき限度を超えて X を侮辱するものであることは、明らかである。

したがって、本件逮捕動画を X に無断で YouTube に投稿して公表する行為は、X の肖像権を侵害するものとして、違法となる。

2. 著作権侵害の主張については引用の抗弁を認めて排斥著作権法 32 条 1 項の要件該当性を判断するには、引用される著作物の内容及び性質、引用の目的、その方法や態様、著作権者に及ぼす影響の程度等の諸事情を総合考慮して、社会通念に照らし判断するのが相当である。

	<p>(認定)</p> <p>X は、本件逮捕動画が Y によって撮影され編集されたものであることを明記した上、本件逮捕動画を引用しているところ、X の動画を投稿した目的は、Y がモザイクや音声の加工等を施さないまま、現行犯逮捕された X の容貌等をそのまま晒す本件逮捕動画を YouTube に投稿したことを明らかにするためのものであり、本件逮捕動画は、その被害を明らかにするために必要な限度で利用されたものであり、他方、本件逮捕動画の引用によって Y に実質的な不利益が具体的に生じたこともうかがわれない。これらの事情を総合考慮すれば、X の動画において、本件逮捕動画を引用することは、公正な慣行に合致するものであり、引用の目的上正当な範囲内で行われたものと認めるのが相当である。</p>
<p><b>参 考</b></p>	<p>著作権法 32 条 1 項</p> <p>公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。</p>